11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間です

子育ての不安・悩みに 寄りそう横浜 STOP! こども虐待

子どもの笑顔を守るために ～みんなで守ろう 子どもの権利～

子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在です。子どもの声に耳を傾け、その思いを大切にすることが、子どもの笑顔を支える力になります。
地域みんなで親子を見守り、支えることで、子どもたちの健やかな成長につながります。



知っていますか、子どもの権利

すべての子どもには、一人の人間として尊重され、安心して生活しながら健やかに成長する権利があります。
こうした子どもの権利は、国際連合で採択された「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」に基づくものです。



… 生きる権利 …

安全に住む場所や食べ物があり、命が守られること。



… 育つ権利 …

勉強したり遊んだりして、自分らしく成長できること。



… 守られる権利 …

暴力や搾取（さくしゅ）、有害な労働などから守られること。



… 参加する権利 …

自由に意見を表明したり、意見を聞いてもらえること。

子どもの権利が守られていない状況って…？

子どもの権利を侵害し、心身の健やかな成長に悪影響を及ぼす行為や発言は、虐待に当たる場合があります。



子どもの権利条約 18歳未満のすべての子どもの権利を保障するために国際連合で採択された国際条約です。子どもの最善の利益を第一に考え、健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

子育て中の皆さんへ





話してよかった。
ふっと気持ちが軽くなる。

一人で抱えず、話してみませんか？

イライラしてしまうことは、誰にでもあることです。一人で抱え込まず、信頼できる人に話したり、自分に合ったストレス解消法を見つけたりすることが大切です。



戸塚区地域子育て支援拠点 とっとの芽

常駐する専任スタッフが、子育て中の悩みや不安、家族のことなどを一緒に考えます。お子さんを遊ばせながら気軽に話せるほか、電話でお話を聞くこともできます。ひとりで抱え込まず、いつでもご相談ください。

☞とっとの芽について詳しくは本紙12ページをご覧ください



区役所こども家庭支援課

妊娠期、乳幼児期から学齢期まで幅広く相談を受け付けています。保健師・助産師、ソーシャルワーカーに電話や面談で相談できます。予約は不要です。匿名での相談も可能ですので、お気軽にご連絡ください。

市立保育園

市立保育園では、各園で育児相談を行っています。対応できそうな方法を一緒に考えたり、思いを話したりするだけでも、少し気持ちが軽くなるかもしれません。来園でも電話でもお受けしていますので、気軽にご利用ください。



育児相談実施日
※祝日・年末年始除く

- **川上保育園**（川上町4-9）
  日月～金曜 9時30分～16時 TEL822-5926
- **汲沢保育園**（汲沢1-22-33）
  日月～金曜 10時～14時 TEL861-4188
- **原宿保育園**（原宿4-22-2）
  日月～金曜 9時30分～16時 TEL852-1141

【困ったりイライラしたときの対処法】

- 深呼吸する
- まずは6秒数えてみる
- 窓を開けて風に当たる
- 音楽をかける
- おやつタイム
- 気持ちを紙に書きだす
- 家族や友達、相談窓口などに電話して相談する



深呼吸。
ひと息ついて落ち着こう。

※保護者の目が届く範囲で、子どもの安全を確認して行ってください。

相談先はこちら

- 区役所こども家庭支援課
  TEL866-8472 FAX866-8473
  日月～金曜 8時45分～17時
  （祝日・年末年始を除く）
- 南部児童相談所
  TEL349-0122
  日月～金曜 8時45分～17時
  （祝日・年末年始を除く）
- よこはま子ども虐待ホットライン
  TEL0120-805-240
  日24時間365日
- かながわ子ども家庭110番相談LINE
  日月～土曜 9時～21時
  （年末年始を除く）

子どもの前での大人同士の暴力や激しい言い争いも児童虐待の一つです。
一人で悩まずご相談ください。

- 横浜市DV相談支援センター
  TEL671-4275
  日月～金曜 9時30分～16時30分
  （祝日・年末年始を除く）
  TEL865-2040
  日月～金曜 9時30分～20時
  土・日曜、祝日 9時30分～16時
  （第4木曜・年末年始を除く）

地域の皆さんへ



こんな時、どうすれば…？

子育てへの不安や心身の不調などから、叩いたり怒鳴ったりしてしまい、虐待につながることもあります。「心配だな」と感じたら、ご連絡ください。

… 子どもや保護者が出すサイン …



子どもの様子

- 家に帰りたがらない
- 衣服や体が汚れている
- 泣き叫ぶ声や怒鳴り声がする



保護者の様子

- 子どもだけを家においたまま外出する
- しつけと称して、厳しくあたる（暴力、暴言）
- 気分の変動が激しく、自分の思い通りにならないと子どもに当たり散らす



地域の皆さんのちょっとした声かけや温かい見守りが、子育て中の親子の安心と子どもの権利を守ることにつながります。

問 区役所こどもの権利擁護担当（TEL 866-8388 FAX 866-8473）